

「コロナ一時金補償制度」 のご案内

コロナ一時金補償制度とは…

医師に新型コロナウイルス感染症
と診断された場合に

保険金5万円をお支払い！

保険料

1,600円
(年間)

コロナ一時金補償制度の4つの特徴

繰り返す感染の
拡大から
しっかり守る

安心の補償期間

1年

2度目の感染も
怖くない

請求は

複数回
OK

ちょっとした
出費を
しっかりカバー

助かる定額の補償

5万円
／1回

若者から
ご高齢の方まで
柔軟な引受年齢

幅広い会員様を補償

加入上限
79歳

申込締切日 ▶ 2022年3月25日

保険期間 ▶ 2022年4月1日から1年間

※保険責任開始日からその日を含めて14日以内に発病した場合は補償対象外となります。

☐ コロナー時金補償制度とは

- 「新型コロナウイルス感染症」に補償を特化し、低廉な保険料でご提供する、日本作業療法士協会会員さまを対象とした新しい補償制度です。
- 現在、新型コロナウイルス感染症に関する医療費について自己負担はありませんが、普段の日常生活とは異なる隔離や、休務などによる予期せぬ費用をカバーすることが可能です。
- 保険金のお支払いは、医師または医療機関による診断・検査が必要となりますが、給与証明など損失を証明する資料は不要で請求も簡単です。

☐ 補償内容

- 補償開始日後の保険期間中に医師に新型コロナウイルス感染症と診断された場合に、新型コロナウイルス感染症一時金をお支払いいたします。

- ※医師の検査で陽性となったが、無症状の場合 ⇒ 補償対象です
- ※医師が検査せず「みなし陽性」と診断した場合 ⇒ 補償対象です
- ※自主検査（検査キット）で陽性になり、医療機関に連絡せず自主療養した場合 ⇒ 補償対象外です

補償内容	コロナー時金（保険金）	5万円
------	-------------	-----

☐ 保険期間

2022年4月1日から1年間

※保険責任開始日からその日を含めて14日以内に発病した場合は補償対象外となります。

☐ 保険料

（団体割引 20%適用）

1,600円（年間・一時払）

☐ 告知について

本制度にご加入される場合、以下の質問①～②のうち、1つでも「いいえ」がある場合は加入できません。

- ①現在、医師により新型コロナウイルス感染症と診断され治療中※もしくは経過観察中ではない、PCR検査または抗原検査により陽性となっていない
※自宅療養中の方も含みます
- ②新型コロナウイルスに感染した場合に一時金が支払われる保険に加入していない

☐ 加入手続きについて

1. 日本作業療法士協会のホームページより「加入依頼書兼告知書」（Excelファイル）をダウンロードし、印刷する
2. 必要事項を入力、記載する（直筆の署名が必要です）
3. 保険料1,600円を振り込む ※振込先は加入依頼書兼告知書に記載しています
4. 加入依頼書兼告知書を提出する
※提出方法 ①メール（署名後の加入依頼書を写真に撮り画像として、もしくはPDF化して添付）
②郵送（ホームページ掲載の返信用封筒をご使用ください）

感染してしまったら

医師の診断により新型コロナウイルスの感染が確認されたら、専用の事故報告書に必要事項を記載の上、下記までFAXにてご連絡ください。

<連絡先>

損保ジャパン 団体保険金サービス第一課

FAX (事故報告書専用) **03-3385-5500**

保険金請求の手順例

1. 各種書類の提出※
※各種書類は、協会ホームページに掲載しています。

**2. 各種書類の審査・
保険請求書類の送付**

3. 保険金のお支払い

Q&A

Q1 無症状でも対象になりますか？

↳ **A1** 対象になります。
医師の診断により陽性と判定された場合は無症状でも対象となります。

Q2 補償の対象となるのは新型コロナウイルス感染症だけですか？

↳ **A2** 新型コロナウイルス感染症のみとなります。

Q3 濃厚接触者となりましたが、対象となりますか？

↳ **A3** その後医師の診断で陽性と判定された場合は対象となりますが、陰性の場合は対象となりません。

Q4 簡易検査キット等で陽性判定となりました。対象となりますか？

↳ **A4** 医師の診断が必要となりますので、簡易検査キットの陽性判定だけでは対象となりません。

Q5 家族も同時に入りたいのですが、加入できますか？

↳ **A5** できません。会員のみが加入対象となります。

Q6 年度の途中で協会の退会申請をしましたが、補償や必要な手続きはどうなりますか？

↳ **A6** 協会の退会申請をされても保険満期日までは補償は継続されますので、手続きは不要です。

Q7 中途加入、中途解約はできますか？

↳ **A7** 中途加入はできません。また、中途での脱退（解約）は可能ですが、再度加入することはできません。

Q8 インターネットから加入できますか？

↳ **A8** できません。専用の加入依頼書の提出と保険料のお振込みが必要となります。

Q9 加入者証は発行されますか？

↳ **A9** 発行されます。
本制度は2022年2月現在介護医療保険料控除の対象となりますので、控除証明書を添付し発送予定です。保険始期日より3か月が過ぎても届かない場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。

Q10 印刷する機器を保有していないため、資料を送付してもらえませんか？

↳ **A10** 紙の加入依頼書等の送付は制度運営上対応できません。ご了承ください。

損害保険ジャパン株式会社
 本店企業保険金サービス部
 団体保険金サービス第一課 宛て

記入日： 年 月 日

FAX (事故報告書専用) **03-3385-5500**

一般社団法人日本作業療法士協会 コロナー時金補償制度 事故報告書 兼 申告書

申込人および被保険者（加入者）は損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

1	会員氏名	(フリガナ)
2	会員連絡先	— —
	電話番号	(※) 平日、ご連絡のつきやすい日中の時間帯を以下にご記入ください。 【 時 分 ~ 時 分 / 時 分 ~ 時 分 】
	e-mail	@
3	会員番号	
4	ご住所	(〒 —) 都道 府県
5	新型コロナウイルス感染症 発病日もしくは検査日	年 月 日 () (※) 発病日とは今回罹患された新型コロナウイルス感染症の症状があらわれた日を指します。無症状や不明の場合は、今回の罹患で新型コロナウイルス感染症の検査（抗原検査・PCR検査）を初めて受検した日を記載ください。
6	添付書類チェック項目 (いずれかの送付が必要です。 該当にチェックください)	<input type="checkbox"/> 発病日が記載された診断書 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の感染が判明した検査の実施日（検査日）が記載された証明書・通知（検査結果通知書など） <input type="checkbox"/> その他 ()

上記1～6をご記入の上、上記宛先までFAXにてお送りください。

個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保険医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧いただくか、損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。



保険のあらまし（重要事項等説明）

コロナ一時金補償制度をご契約いただく皆さまへ

2022年2月

【重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）】

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

本内容は契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店損保ジャパンパートナーズ株式会社までお問い合わせください。

【ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- **商品の仕組み**：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、新型コロナウイルス感染症一時金支払特約等をセットしたものです。
- **保険契約者**：一般社団法人日本作業療法士協会
- **保険期間**：2022年4月1日午後4時から2023年4月1日午後4時まで
- **責任開始日**：保険期間の初日からその日を含めて14日を経過した日の午前0時
ただし、継続契約の場合は保険期間の初日から保険責任を開始します。
- **加入対象者**：日本作業療法士協会の会員
- **被保険者**：日本作業療法士協会の会員本人（満18歳以上から満79歳まで）が被保険者本人となります。
- **保険料お支払方法**：本制度専用の口座にお振込みいただきます。（一時払）
- **お手続き方法**：日本作業療法士協会ホームページに掲載の「加入依頼書兼告知書」に必要事項を記入のうえ、記載の送付先までご提出ください。
- **中途脱退**：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の取扱代理店の損保ジャパンパートナーズまでご連絡ください。
- **満期返れい金・契約者配当金**：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

〈用語のご説明〉

用語	用語の定義
【新型コロナウイルス感染症】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症 ^(※) をいいます。 (※) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎり）であるものにかぎり。
【初年度契約】	継続契約以外の新型コロナウイルス感染症一時金保険契約をいい、新型コロナウイルス感染症一時金保険契約が継続されてきた最初の保険契約をいいます。
【継続契約】	新型コロナウイルス感染症一時金保険契約の保険期間の終了時 ^(注) を保険期間の開始時とする新型コロナウイルス感染症一時金保険契約をいいます。 (※) 保険期間の終了時 その新型コロナウイルス感染症一時金保険契約が保険期間の終了時前に解除されていた場合はその解除時とします。
【新型コロナウイルス感染症一時金保険契約】	普通保険約款、医療保険基本特約および新型コロナウイルス感染症一時金支払特約に基づく保険契約をいいます。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
新型コロナウイルス感染症一時金	責任開始日以降の保険期間中に新型コロナウイルス感染症を発病した場合に、新型コロナウイルス感染症一時金をお支払いします。 発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ ^(※) 行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 など (※) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

(注) 新型コロナウイルス感染症を発病した時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて14日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
(※) 「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- 〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★保険契約の加入時点での新型コロナウイルス感染症の発病有無

★新型コロナウイルスに感染した場合に一時金が支払われる保険の加入状況

*告知事項について、事実を回答されなかった場合または事実と異なることを回答された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年以内に保険契約の加入時点での新型コロナウイルス感染症の発病の有無等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

- ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

など

●ご契約のお引き受けについて、告知していただいた内容により、下記①、②のいずれかの取扱いとなります。

- ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
- ②今回はご加入いただけません。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●新型コロナウイルス感染症を発病した時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて14日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。

3. 保険料の領収について

●保険料は本制度専用の口座へお振込みいただけます。(一時払)

4. ご加入後における留意事項

●加入依頼書兼告知書に記載の氏名、住所または連絡先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店までご連絡ください。なお保険期間開始後に、被保険者を別の方に変更することはできません。

●契約を解約される場合は、取扱代理店までご連絡ください。

●新型コロナウイルス感染症の感染者数の状況などに応じて損保ジャパンが料率改定などを行った場合、申込時および継続時の保険料が変動します。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

●被保険者はこの保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

5. 責任開始期

●保険責任は初年度契約の場合、保険期間の初日からその日を含めて14日を経過した日の午前0時

(注) 新型コロナウイルス感染症を発病した時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて14日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。

6. 事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに専用の事故報告書を記入のうえ、で損保ジャパンまでご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 新型コロナウイルス感染症を発病したことを証明する書類	診断書 など
③ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
④ 損保ジャパンが払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

*新型コロナウイルス感染症の発病の認定その他保険金の支払にあたり、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出等にご協力いただくことがあります。

*被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

7. 保険金をお支払いできない主な場合

本書面の補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

8. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、本書面に記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者（保険の対象となる方）の「お名前」「生年月日」「住所」は正しいですか。
- 本書面に記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店 損保ジャパンパートナーズ株式会社
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社
- 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 **0570-022808** <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●商品内容のお問い合わせ

（取扱代理店）

損保ジャパンパートナーズ株式会社 団体職域第二部

〒163-0417

東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング17階

TEL 03-6279-0654 FAX 03-6279-0695

（営業時間：平日 午前9時～午後5時（12月31日～1月4日は休業））

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5137

（営業時間：平日 午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業））

●事故が起こった場合

損害保険ジャパン株式会社

企業保険金サービス部 団体保険金サービス第一課

FAX（事故報告書FAX先）03-3385-5500

（営業時間：平日 午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業））

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいていた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
 - このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。